

White Resort 白馬さのさかにおける指導等営業活動 に関する利用規約

第 1 条(目的および適用範囲)

1. 本規約は、株式会社 White Resort 白馬さのさか(以下「当社」という)が運営する白馬さのさかスキー場(以下「本施設」という)内において、第三者が営利を目的とした指導、ガイド、撮影等の営業活動(以下「営業活動」という)を行う際の条件を定めるものです。
2. 本施設内において営業活動を行おうとする者(法人・個人を問わず、以下「事業者」という)は、本規約に同意し、当社の事前の許可を得なければならないものとします。

第 2 条(事前の許可および登録手続)

1. 事業者は、当社が別途定める申請書に必要事項を記入し、事前に当社の許可を得るものとします。
2. 当社は、施設内の安全確保、一般利用者の利便性、および当社公認スクール等との調整を考慮し、当社の独自の判断により許可を拒否することができるものとします。
3. 当社から許可を得た事業者は、本施設内で活動する際、当社が指定する識別証(ビブス、腕章、許可証等)を必ず着用または携帯しなければなりません。

第 3 条(利用料金)

1. 事業者は、本施設を利用して営業活動を行う対価として、当社が別途定める登録料を、当社指定の方法により支払うものとします。
2. 事業者およびその顧客(受講者等)の入場料、リフト券代、施設利用料等は、前項の料金には含まれず、別途正規の料金を支払うものとします。

第4条(事業者の遵守事項)

事業者は、本施設での営業活動において、以下の事項を遵守しなければなりません。

1. 一般の施設利用者(来場者)の安全と利便性を最優先とし、迷惑となる行為(ゲレンデの一部占有、大声での指導、動線の妨害等)を行わないこと。
2. 当社のスタッフ、パトロール隊員等の指示に直ちに従うこと。
3. 顧客(受講者等)の安全管理を徹底し、事故防止に万全の措置を講じること。
4. 顧客に対し、本施設の利用ルールを周知徹底させること。
5. 当社の名称、ロゴ、商標等を、当社の事前の書面による許可なく、事業者の広告宣伝(ウェブサイト、SNS 等を含む)に使用しないこと。

第5条(保険の加入義務)

事業者は、営業活動中の事故に備え、事業者自身の責任において、顧客および第三者に対する十分な補償額を有する損害賠償責任保険(施設所有者賠償責任保険やインストラクター賠償責任保険等)に加入していなければなりません。当社は、いつでも保険証券の写しの提出を求めることができますものとします。

第6条(禁止事項)

事業者は、本施設において以下の行為を行ってはならないものとします。

1. 当社の事前許可を得ない無断での営業活動(無許可レッスン、無許可ガイド等)
2. 当社の公認スクールや提携事業者であると顧客に誤認させるような行為
3. 一般利用者に対する強引な客引きや勧誘行為
4. 本施設の設備、備品、自然環境を故意または過失により破損・毀損する行為
5. その他、法令、公序良俗、または本施設の利用約款に違反する行為

第 7 条(免責および損害賠償)

1. 事業者が提供するサービスに関して、事業者と顧客、または事業者と第三者との間で生じた事故、怪我、金銭トラブル等のいかなる紛争についても、当社は一切の責任を負わず、事業者の責任と費用において解決するものとします。
2. 事業者の営業活動(顧客の行為を含む)により当社が損害(施設の破損、営業妨害等)を被った場合、事業者は当社に対し、その損害を賠償する責任を負うものとします。

第 8 条(許可の取消・活動の停止)

1. 事業者が本規約のいずれかに違反した場合、または当社の指示に従わない場合、当社は事前の勧告なく、即時に営業活動の許可を取り消し、本施設からの退場を命じることができるものとします。
2. 前項の場合、受領済みの利用料金等の返金は一切行わず、また、許可取消により事業者に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

第 9 条(反社会的勢力の排除)

事業者は、現在および将来にわたって、自己または自己の役員・従業員が反社会的勢力に該当しないこと、および反社会的勢力と不適切な関係を有しないことを確約します。これに反した場合、当社は直ちに本契約を解除できるものとします。

第 10 条(管轄裁判所)

本規約に関して紛争が生じた場合は、【貴社の所在地】を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則: 本規約は、2026 年 10 月 1 日より施行します。